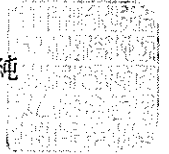


入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 2月 6日

分任支出負担行為担当官近畿地方整備局
九頭竜川ダム統合管理事務所長 藤村 正純



1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 九頭竜ダム管理支所情報連絡業務
数量 1式 (電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 福井県大野市長野第33号4番地の1
九頭竜ダム管理支所
- (5) 入札方法
- ① 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 電報及び郵送による入札は認めない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 電子入札システムの利用 本案件は、入札及び証明書等の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の近畿地域または東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 本店、支店又は営業所が近畿地域または東海北陸地域にあること。
 - ④ 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
 - ⑤ 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
 - ⑥ 平成14年度以降において、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人等(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注

した情報連絡業務、庁舎等の施設警備業務又は防災設備保守管理業務の元請けとしての履行実績があることを証明した者であること。

なお、履行実績は、平成23年度内に完了する予定のものも含む。

⑦ 本業務に従事させることとする「業務管理責任者」は、以下のいずれかの経験等を有している者で、かつダム・堰等の管理に関する基礎知識を有している者を配置できること。

① 平成14年度以降において、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人等(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した情報連絡業務、庁舎等の施設警備業務又は防災設備保守管理業務の統括管理の経験を有している者。

なお、業務経験は、平成23年度内に完了する予定のものも含む。

② 河川又は道路関係の行政経験を20年以上有している者。

注1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む)

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)とする。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4) 公益法人等は、次のものをいう。

・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。

- ・旧民法第34条の規程により設立された社団法人又は財団法人であって、平成23年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒912-0021
福井県大野市中野29-28
国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課 総務係
電話0779-66-5300 (内線214)
- (2) 入札説明書の交付場所 上記3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付期間
平成24年2月6日(月)から平成24年2月20日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで。
- (4) 入札説明書の交付方法
書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。
- (5) 電子入札システムの URL
国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (6) 電子入札システム及び紙入札方式による競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領期限
平成24年2月21日(火) 午後4時00分
- (7) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成24年3月14日(水) 正午
- (8) 開札の日時及び場所
平成24年3月15日(木) 午後3時30分
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 入札室
- (9) 本業務は、平成24年4月1日から履行を開始するものとする。
本業務にかかる開札の日には、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成24年4月2日とする。
なお、本業務は、平成24年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該業務にかかる平成24年度の予算成立が4月3日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日とする。
また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間のみの契約とする。

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(5)に示すURLに提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から競争参加資格確認申請書及び証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 分任支出負担行為担当官は、証明書の技術審査を行い、証明書等審査結果通知を発行するものとする。入札書の提出は、審査結果に合格した者のみができるものとする。
- (7) 落札者の決定方法
 - ① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) その他 詳細は入札説明書による。